

発議案第 27 号

介護保険制度の改悪に反対する意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 23 年 12 月 14 日

八千代市議会

議長 林 利彦 様

提出者	八千代市議会議員	小林 恵美子	㊞
賛成者	八千代市議会議員	中村 健敏	㊞
	同	堀口 明子	㊞

提案理由

介護保険制度の改悪に強く反対する。

これが、本案を提出する理由である。

介護保険制度の改悪に反対する意見書

厚生労働省は来年度の介護保険制度の改定に向けた作業を進めているが、その多くが利用者と高齢者への負担増や給付削減となっている。

利用者の負担増では、「年収320万円以上の人の利用料2倍化」「施設の相部屋の居住費値上げ」「施設居住費を軽減する補足給付の改悪」「要支援者の利用料2倍化」「ケアプラン作成の有料化」などが検討されている。

また、ホームヘルパーの基本的な提供時間を60分から45分に削減する見直しの方向も示され、12月5日に行われた社会保障審議会介護給付費分科会では委員から「認知症の人の状態は、ヘルパーとのコミュニケーションで維持されている。これができなくなれば重度化する」と批判の声が上がっている。

もしこれらがこのまま実施されたら、利用者の負担は耐えがたいものとなり、ますます介護サービスが使えなくなるのは必至である。今でさえ、介護難民が社会問題になっている中、事実上、介護サービスを必要としている高齢者を排除するようなやり方は許されるものではない。

よって、本議会は、介護保険制度の改悪に強く反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様